

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R3.9.2	R3.11.1	売却区分番号第1718号の公売財産明細書及び売却区分番号第1718号の不動産等の最高価申込者決定の公告	7		1												<p>(東京都情報公開条例第7条第2号) 財産に関する情報であって、当該財産の所有者が個人である場合には、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第3号) 当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人の場合、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第6号) 公売に関する情報は、当事者にとって通常他人に知られたくない情報であり、公にすることで、買受希望者等との信頼関係が損なわれ、円滑な公売事務に支障をきたすため。</p>	主税局北都税事務所徴収課
2	R3.9.6	R3.11.1	売却区分番号第1718号の不動産等の最高価申込者決定の公告	1		1												<p>(東京都情報公開条例第7条第2号) 財産に関する情報であって、当該財産の所有者が個人である場合には、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第3号) 当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人の場合、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第6号) 公売に関する情報は、当事者にとって通常他人に知られたくない情報であり、公にすることで、買受希望者等との信頼関係が損なわれ、円滑な公売事務に支障をきたすため。</p>	主税局北都税事務所徴収課
3	R3.9.14	R3.11.1	売却区分番号第1718号の不動産等の最高価申込者決定の公告	2		1												<p>(東京都情報公開条例第7条第2号) 財産に関する情報であって、当該財産の所有者が個人である場合には、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第3号) 当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人の場合、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(東京都情報公開条例第7条第6号) 公売に関する情報は、当事者にとって通常他人に知られたくない情報であり、公にすることで、買受希望者等との信頼関係が損なわれ、円滑な公売事務に支障をきたすため。</p>	主税局北都税事務所徴収課
4	R3.11.6	R3.11.19	産業労働局以外の全局に対して開示請求する。東京都が申請を受けて審査を行う業務（行政処分を除く）の審査結果について、その申請者からの問合せ及び意見に対して、東京都が申請者への説明を行わない旨又は説明を行う旨記載した文書															<p>当該請求は、左記「公文書の件名」欄に記載の公文書の開示を求めるものであるが、申請を受けて審査を行う業務（行政処分を除く。）の審査結果について、その申請者からの問合せ及び意見に対して、東京都が申請者への説明を行わない旨又は説明を行う旨記載した公文書は東京都主税局では作成及び取得しておらず、存在しない。</p>	主税局総務部総務課
5	R3.11.8	R3.11.26	千代田都税事務所に登録した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	52		1												主税局千代田都税事務所法人事業課	
6	R3.11.8	R3.11.26	中央都税事務所に登録した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、中央都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	74		1												主税局中央都税事務所法人事業課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R3.11.8	R3.11.26	港都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、港都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	87	1															主税局港都税務所法人事業税課
8	R3.11.8	R3.11.26	新宿都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、新宿都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	48	1															主税局新宿都税務所法人事業税課
9	R3.11.8	R3.11.26	台東都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、台東都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	27	1															主税局台東都税務所事業税課
10	R3.11.8	R3.11.26	品川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、品川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	29	1															主税局品川都税務所事業税課
11	R3.11.8	R3.11.26	渋谷都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、渋谷都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	78	1															主税局渋谷都税務所事業税課
12	R3.11.8	R3.11.26	豊島都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、豊島都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	35	1															主税局豊島都税務所事業税課
13	R3.11.8	R3.11.26	荒川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、荒川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	24	1															主税局荒川都税務所事業税課
14	R3.11.8	R3.11.26	八王子都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、八王子都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	19	1															主税局八王子都税務所事業税課
15	R3.11.8	R3.11.26	立川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に、立川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	26	1															主税局立川都税務所事業税課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。